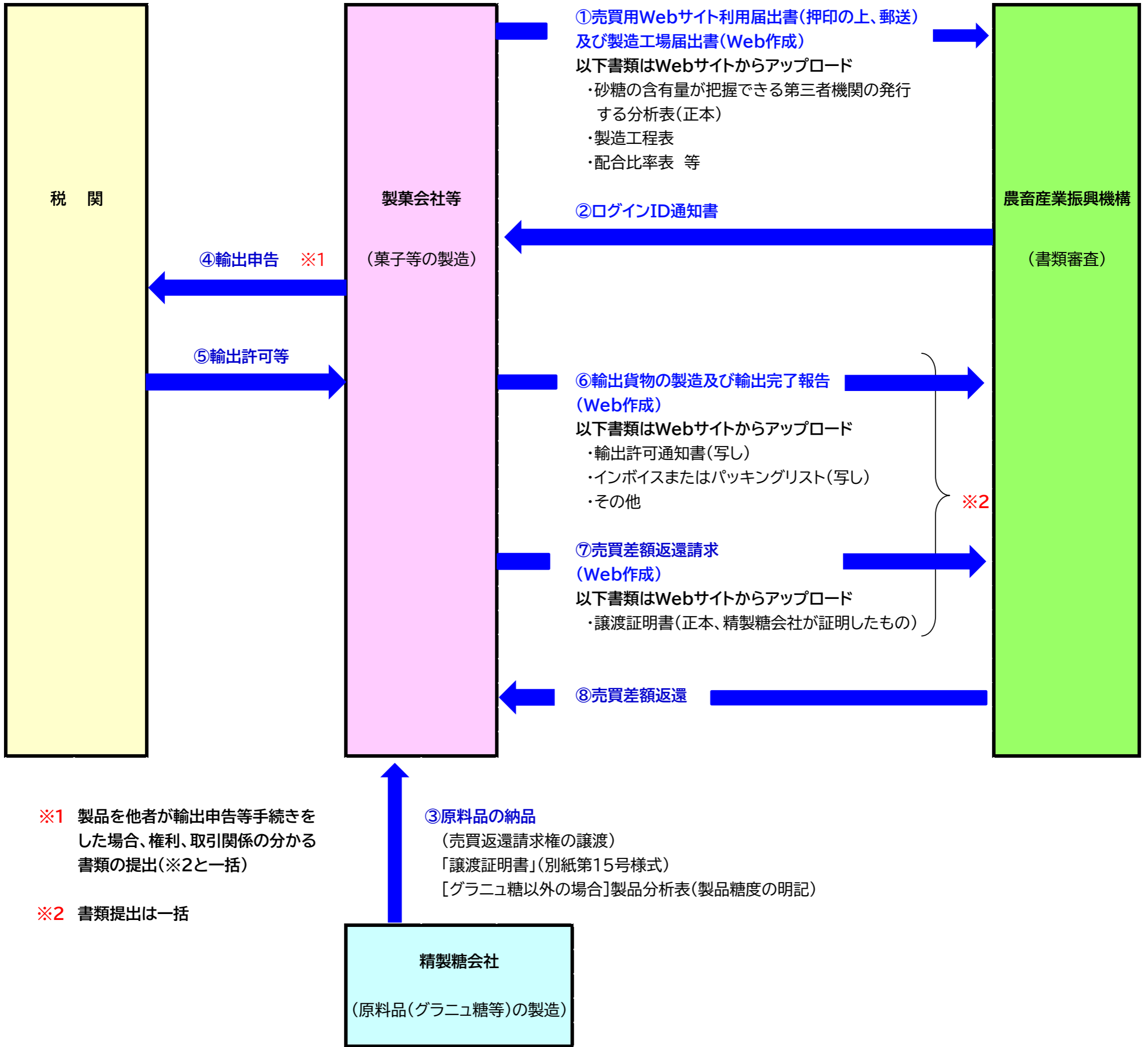


< 売買差額返還請求事務手続き >



< 留意事項 >

- 売買差額の返還請求について
砂糖を主要な原料として製造された菓子等を輸出した際に、当該使用した砂糖の売買契約に基づく調整金を、返還請求することができます。ただし、請求権は機構と売買契約をした者(精製糖会社等)の当該契約に係る輸入許可がされた日から5年以内に限って行うものとなっています。